

立候補までの準備 (その2)

【公費負担：選挙ポスター】

候補者掲示番に貼るポスターは、写真・名前の文字・有権者にアピールしたい言葉などを考えて業者をお願いします。印刷にかかる費用は、限度額以内は公費負担になるため、たくさんの書類が必要になります。

業者との契約書

選挙ポスター作成業者との契約書。印刷枚数、単価、総額、納期などが記載されている。印刷枚数は160枚、単価は4,200円、総額は672,000円と記載されている。

ポスター作成枚数確認申請書

ポスター作成枚数確認申請書。申請者名、住所、電話番号、印刷枚数などが記載されている。印刷枚数は160枚と記載されている。

請求内訳書

請求内訳書(ポスター)。印刷枚数、単価、総額、納期などが記載されている。印刷枚数は160枚、単価は4,200円、総額は672,000円と記載されている。

印刷枚数	単価	総額	納期
160	4,200	672,000	2024年4月13日

ポスター作成契約届出書

ポスター作成契約届出書。申請者名、住所、電話番号、印刷枚数などが記載されている。印刷枚数は160枚と記載されている。

ポスター作成証明書



ポスター作成には、基準限度額があります。緑区の場合は、ポスター掲示数 160 枚(限度枚数 320 枚)、限度額 767,360 円です。
基準単価 2,398 × 基準枚数 320 枚 = 基準限度額 767,360 円
 ここまでは公費で負担されます。
 掲示板の数が 160 箇所、予備を考えても 200 枚ぐらい印刷すればと思いますが、ポスターは印刷枚数が少ないと単価が高く、基準単価を上回ってしまいます。
 請求内訳書の計算方法ですと、
 例 200 枚の場合
 (実額) 単価 2,700 円 × 枚数 200 枚 = 540,000 円
 (公費) 2,398 円 × 200 枚 = 479,600 円
 公費は 479,600 円になり、残りは候補者負担になります。

完成したポスター



実際に必要な枚数を公費負担になるように算出を考えるべきだと思います。